

環 第 4 8 8 号

平成23年7月7日

経済産業大臣 海江田 万里 様

千葉県知事 鈴木 栄治

JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価準備書に
対する意見について(通知)

平成23年1月13日付けでJFEスチール株式会社から送付された標記準備書に対する意見について、電気事業法第46条の13の規定により、別添のとおり提出しますので、事業者の指導についてよろしくお願いします。

JFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見

平成23年1月13日付けで送付されたJFE千葉西発電所更新・移設計画に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地に立ち、大気質、水質、温室効果ガス等の調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、JFEスチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)構内で発生する副生ガスの有効活用と効率的な発電設備の運用を目的として、コンバインドサイクル方式へ更新するとともに、製鉄所内の発電設備を集約する計画です。

対象事業実施区域は、製鉄所や発電所などの大規模な工場等が立地し、ばい煙発生施設や汚水等排出施設が集中している京葉工業地帯に位置しています。

このことから、事業の実施に当たっては、事業特性及び地域特性を十分踏まえ、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るよう指導願います。

記

1 大気質にかかわる事項

- (1) 施設の稼働に係るばい煙について、対象事業実施区域周辺は電力、鉄鋼等を中心とする大気汚染物質の固定発生源が集中していることから、環境への負荷の低減に努めること。
- (2) 施設の稼働に係る特殊気象条件下の予測について、ダウンウォッシュ等の予測に用いた排出諸元や気象条件が、過小な予測結果にならないように設定されていることを確認の上、必要がある場合には予測・評価を見直すこと。
- (3) 光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制のため、構造物の塗装にあたっては低VOC塗料の使用に努めること。

2 水質にかかわる事項

施設の稼働に係る排水について、放流先の海域においてCOD、全窒素、全燐が環境基準を超過している状況にあることから、汚染物質の排出量を可能な限り低減すること。

3 廃棄物等にかかわる事項

工事の実施及び施設の稼働に伴い発生する廃棄物について、可能な限り発

生量を抑制するとともに、最終処分量の削減に努めること。

4 温室効果ガスにかかわる事項

製鉄所全体の電力の需給を踏まえた上で、施設の稼働に係る温室効果ガスの排出量について評価すること。

5 事後調査

施設の稼働に係る低周波音について、供用後の適切な時期に調査を実施した上で、必要に応じて環境保全措置を講じること。